

大分大学憲章は、「大分大学は…情報を積極的に公開し、社会への説明責任を果すよう努める」と唱っています。学長選考の変更に関しても、情報を積極的に公開して下さい。

組合の視点

経営者は

説明責任を

果たして下さい。

責任なくして権限なし、です

ひとりでも多くの加入が必要です

大分大学教職員組合

大学をよくするには、あなたの声が必要です

TEL・FAX: 097-554-7998 E-Mail: oitauu@fat.coara.or.jp

2015年2月18日発行

大分大学の論点

あなたの知らない学長選考の話

これからは
私たちの学長を
自分たちで
選べなくなつて
しまいます

理由
はこれだ

学長選考会議が規則 を変えてしまいます。

論点 現行方式の方が学内の意向が反映されます。

学長選考会議とは

——国立大学法人法の第十二条により定められた。学長を選考するための会議。同条2により、学長選考会議は、経営協議会の学外委員と、教育研究評議会の代表者とが、同数で構成される。この仕組みは「学内外の意向をバランスよく反映させることなどを考慮」(平成16年度文部科学白書、第2部第3章第1節2)するためである。

大分大学の現行方式では、経営協議会5名、教育研究評議会(以下、評議会)5名が構成員であるほか、同条3の「学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる」という定めにしたがって、理事3名が加わった計13名からなる。

国立大学法人大分大学長の選考に関する規程

——第5条1によると、意向調査の投票によって選考候補者が推薦される。学長選考会議は、その他にも選考候補者を加えることができるが(第5条3)、学長選考会議は、意向調査の結果を参考にして、選考候補者のうちから学長候補者を選考する(第5条4)。

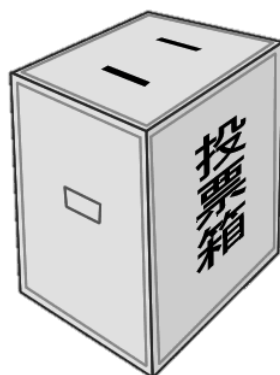
現行方式は民主的です

学長選考会議



選考候補者

意向投票



選考候補者



学長選考会議の2/3の賛成で決定

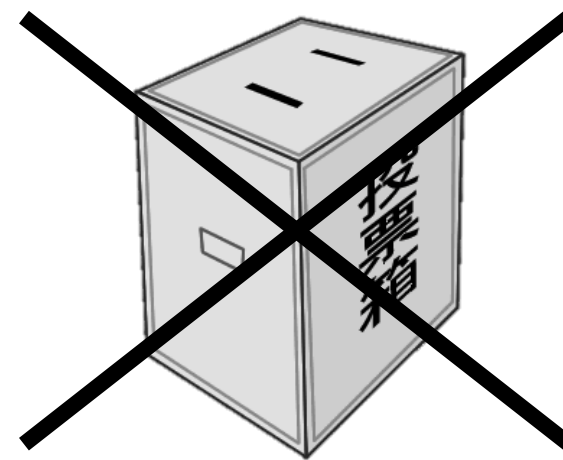
学内の意向も社会の意向も反映されません。

問題
はこれだ

大学職員の意見が反 映されにくくなります。

論点 現場の声が届かない大学になりかねません。

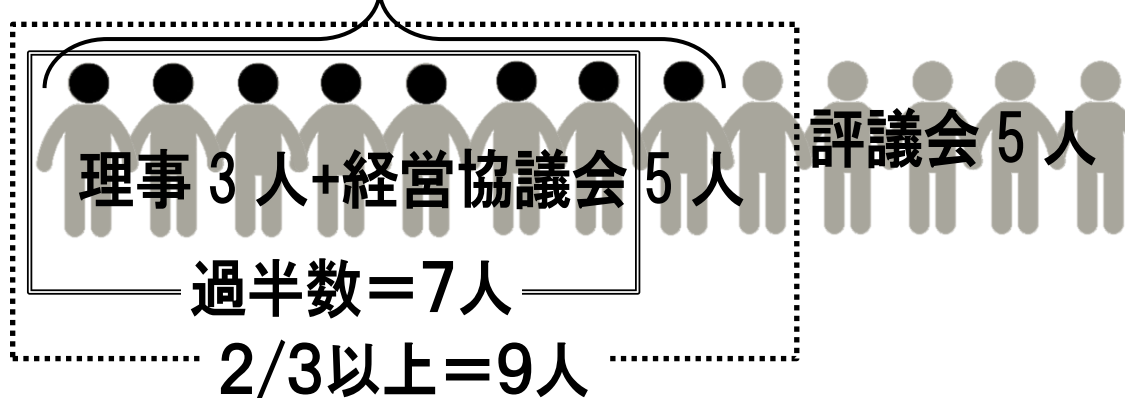
1. 意向投票は廃止に



法律で禁止されたわけではありません。

2. 過半数の賛成で決定に

学長の指名=8人



学長指名者8人の賛成で決定可能に

意向投票の廃止

——新方式では意向投票が廃止される。なお、意向投票は法律で禁止されたわけではなく、文部科学省からの事務連絡「内部規則等の総点検・見直しの実施について」(平成26年8月29日)で、「投票結果をそのまま学長選考会議の選考結果に反映させるなど、過度に学内の意見に偏るような選考方法は、学長選考会議の主体的な選考という観点から適切なものとは言えない」とあるだけである。

過半数の賛成で学長決定

——現行の「国立大学法人大分大学長の選考に関する規程」第5条5によれば、学長候補者の選考の決議については、「出席した委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする」と定められている。現行方式ならば、理事3人+経営協議会5人=8人が同一候補者を学長に推した場合でも、さらに学内の評議会の少なくとも1人が賛成することが必要である。その意味で、社会の意向も学内の意向も反映される構成となっていた。